

## 4月からタクシー助成事業 助成内容が変わります

大山町では、一般の公共交通機関の利用が困難な方を対象に利用者の居宅から目的地までのタクシー乗車代金の一部を助成する「タクシー助成事業」を実施しています。

平成30年4月から、これまで助成のなかった1000円未満の利用の場合も助成対象とするなど、事業の内容を変更しました。

- ◆利用回数 週1回まで
- ◆行き先 町内：限定なし

### 〔4月からの助成金額〕

1000円以上の利用

→利用金額の2分の1

1000円未満の利用

→利用金額から500円を差し引いた額

(例1)	タクシー代金 2400円の場合	
	利用者負担 ……………	1200円
	助成額 ……………	1200円
(例2)	タクシー代金 850円の場合	
	利用者負担 ……………	500円
	助成額 ……………	350円

町外：鳥取県中西部の医療機関のみ。ただし、健康保険適用外の医療機関（整体、カイロプラクティックなど）は除外

### ◆対象者

- 一般の公共交通機関の利用が困難な方で、次のいずれかに該当する方
- 65歳以上の方
- 要介護（要支援）認定のある方
- 身体障害者手帳「1級・2級」（下肢機能障害は「3級・4級」を含む）をお持ちの方
- 療育手帳をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

### ◆利用方法

福祉介護課または各支所総合窓口で申請が必要です。「大山町タクシー助成制度利用者登録証」を発行しますので、タクシー乗車時に提示してください。

※乗降車時に介助が必要な方は、「外出支援サービス」をご利用いただけます。

### ◆問い合わせ先 福祉介護課

☎0859-54-5207

## 平成30年度養成講座受講者募集

### 大山町食生活改善推進員になりませんか？

～食生活改善推進員は家庭や地域に健康づくりの輪を広げるボランティアです～

この機会に、食生活改善や健康づくりの大切さを学び、ご自身の生活を見直しながら健康づくりについて考えてみませんか。

### ◆日時

- 第1回 6月25日(月) 13時30分～15時30分
  - 第2回 7月18日(水)
  - 第3回 8月17日(金)
  - 第4回 9月21日(金)
  - 第5回 10月16日(火)
  - 第6回 11月13日(火)
  - 第7回 12月11日(火)
- (第2～7回) 10時～14時30分

◆対象 大山町在住で、講座修了後に食生活改善推進員として活動していただける方

◆内容 食生活、食品衛生、健康づくり、生活習慣病予防などの講義と調理実習



▲講座では、季節のものを取り入れたバランス食を作ります

◆講師 米子保健所長、保健師、歯科衛生士、管理栄養士など

◆場所 保健福祉センターなわ

◆費用 実習材料費(1回200円)

◆締切 5月31日(木)

◆申込み先 健康対策課 ☎0859-54-5206